

第 4 回人口動態調査事務システム標準化検討会資料

2023年 8 月 23 日

背景と目的

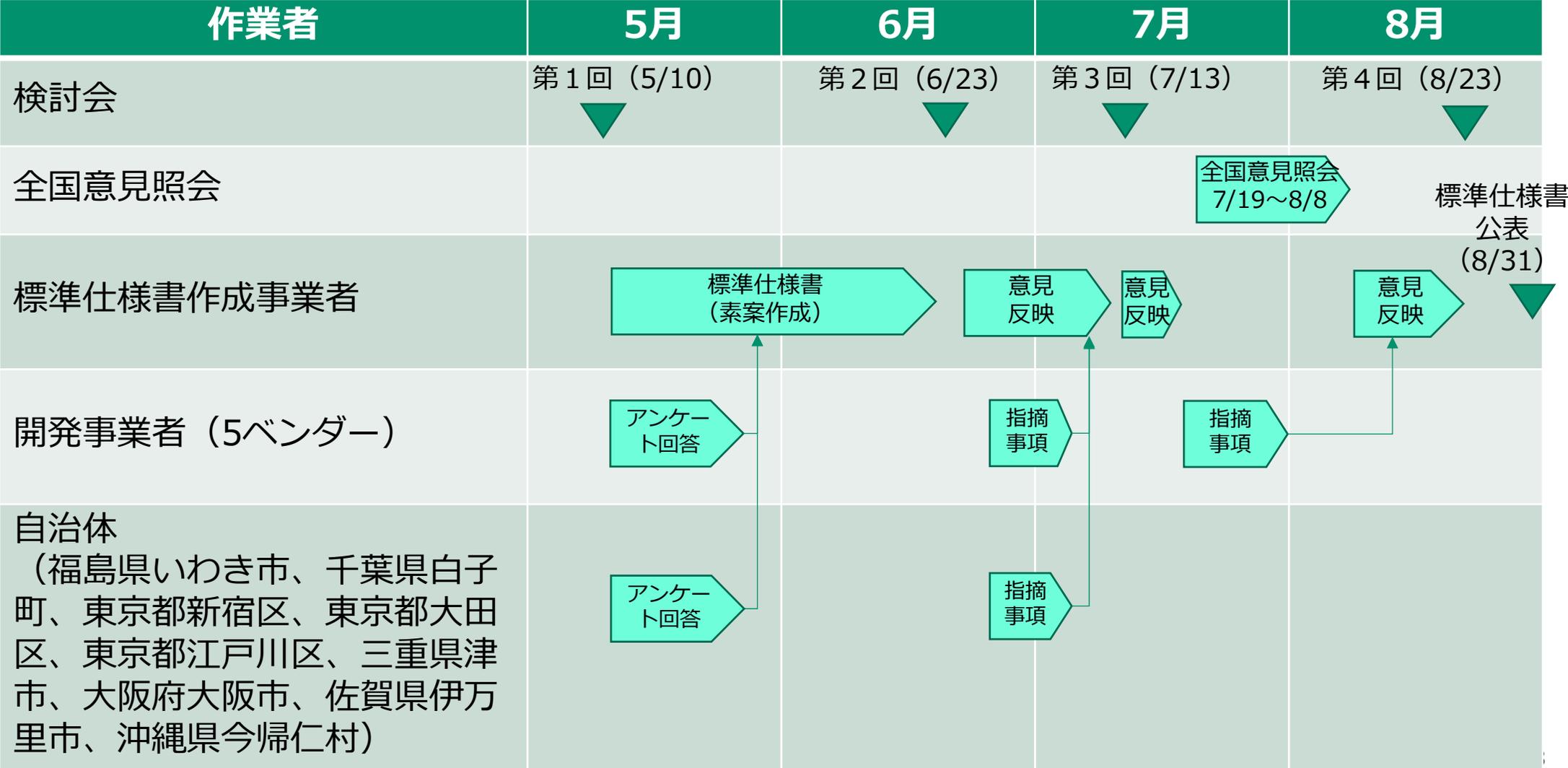
令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等において地方自治体行政の様々な分野で、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることとされたことを受け、**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律**（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）**が定められたところ**、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において「市町村の戸籍システムについては、既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和4年（2022年）夏までに行う。」とされ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）により、**戸籍に関する事務が標準化対象事務**とされた。

また、人口動態調査令（昭和21年9月30日勅令第447号）に基づき実施している人口動態調査における、市区町村で調査票を作成するためのシステムである人口動態調査事務システムについても、実態として多くの市区町村において、戸籍情報システムとパッケージシステムとして開発され、導入されてきている。このため、戸籍情報システムとパッケージシステムとして運用することが可能となるよう、**令和5年3月29日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）の一部改正により、人口動態調査事務についても標準化対象事務**とされた。

上記の背景を踏まえ、人口動態調査事務に係るシステムや業務プロセスの標準化に関する議論を進め、**標準化法のもとに示された政府方針等との整合性を踏まえ、同法に基づく標準仕様書を作成することを目的**とする。

標準仕様書作成スケジュール

7月19日～8月8日の3週間で全国意見照会を実施しました。
 全国意見照会の結果と開発ベンダーからの指摘実行を標準仕様書（案）に反映しています。
 8月31日に標準仕様書【第1.0版】を公表の予定です



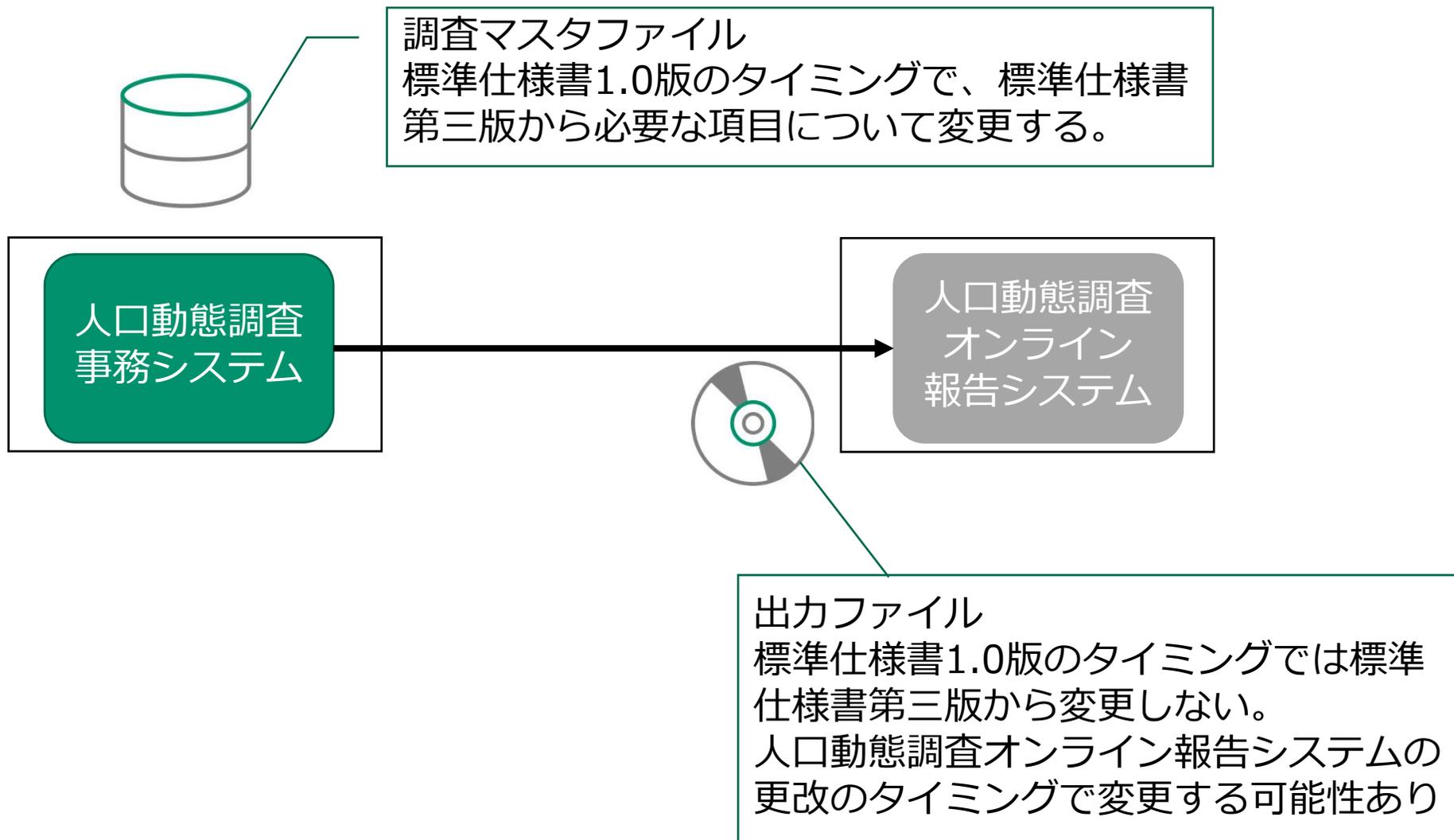
標準仕様書（素案）作成の方針- 1

- ① 標準仕様書（素案）の記載内容は、標準化の標準仕様書及び、厚生労働省の国民年金や生活保護など他の標準化業務の記載項目に準拠し、以下の構成としています。

記載項目	記載内容	インプット情報	
		既存資料	アンケート
第1章 本仕様書について	標準仕様書の前提について記載する。		
第2章 業務フロー	業務フローの記載方針について記載する。		
第3章 機能・帳票要件	機能要件、帳票要件の記載方針について記載する。		
第4章 データ要件・連携要件	データ要件、連携要件の記載方針について記載する。		
第5章 非機能要件	非機能要件について記載する。		
第6章 用語	用語集について記載する。		
(別紙1) 業務フロー	業務フローの詳細について記載する。	人口動態調査必携	自治体アンケート
(別紙2-1) 機能・帳票要件	機能要件、帳票要件について記載する。	人口動態調査事務システム標準仕様書 第三版	開発事業者アンケート
(別紙2-2) 管理項目	管理項目の一覧について記載する。		
(別紙3) 帳票詳細要件	帳票詳細要件について記載する。		
(別紙4) 帳票レイアウト	帳票レイアウトについて記載する。		
(別添) 標準仕様書第三版	標準仕様書1.0版が公表された以降は、人口動態調査事務システム標準仕様書第三版の改版は行わないものとする。		

標準仕様書（素案）作成の方針- 2

- ② データ管理項目について、調査マスタファイルについては、必要に応じて標準仕様書第三版から変更しますが、人口動態調査オンライン報告システムへの出力ファイルについては、標準仕様書第三版から変更しません。



標準仕様書（素案）作成の方針- 3

第2回人口動態調査事務システム標準化検討会以降に標準仕様書を追加・修正した場合には、人口動態調査事務システム標準仕様書修正履歴に追加・修正内容を記載しています。

人口動態調査事務システム標準仕様書修正履歴（参考資料、一部抜粋）

人口動態調査事務システム標準仕様書修正履歴

NO.	区分	修正箇所	修正内容	修正日	修正者
1	別紙2-1	「出生票単体チェック機能-出生日時」要件の考え方・理由、備考	・コードテーブルの記述削除 ・メッセージコード「M90019」→「M90029」に修正	2023/6/29	FBSS
2	別紙2-1	・「出生票単体チェック機能-他の子の事件簿番号・種別」機能要件 ・「死産票単体チェック機能-他の子の事件簿番号・種別」機能要件	「2 死亡票」→「2 死産票」に修正	2023/6/29	FBSS
3	別紙2-1	「出生票単体チェック機能-出生場所種別」要件の考え方・理由	チェックコード「K30261」→「K30281」に修正	2023/6/29	FBSS
4	別紙2-1	「出生票単体チェック機能-単胎・多胎の別」機能要件	「3 不詳」削除	2023/6/29	FBSS
5	別紙2-1	「死産票関連チェック機能-この母の出産した子の数」備考	メッセージ内容「この出生児も含めて」→「この死産	2023/6/29	FBSS
6	別紙2-1	「婚姻票関連チェック機能-婚姻解消時の夫婦の年齢（2022年4月1日以降）」要件の考え方・理由、備考	・チェックコード「L30134」→「L30144」に修正 ・メッセージコード「M00269」→「M00094」に修正	2023/6/29	FBSS

標準仕様書第三版からの移行方針

標準仕様書第三版からの移行方針は、以下のとおりです。

標準仕様書 第三版		標準仕様書	
項番	記載項目	記載資料	備考
1-1	標準仕様書の適用	－	
1-2	システムのご概念	－	
2-1	凡例	－	
2-2	戸籍情報システムとのインタフェース	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-3	ファイル仕様	(別紙 2 - 2) 管理項目	データ要件、連携要件に記載
2-4	出力ファイル仕様	(別紙 2 - 2) 管理項目	データ要件、連携要件に記載
2-5	業務概要	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-6-1	会話体系	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-6-2	画面仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	画面レイアウトは記載しない
2-6-3	帳票仕様	(別紙 4) 帳票レイアウト	
2-6-4	出力情報利用要領	(別紙 3) 帳票詳細要件	
3-1	制御機能一覧	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-2	処理体系	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-3	プログラム仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-4	チェック仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-5	調査票出力仕様	－	
4-1	コードテーブル	－	データ要件に記載
4-2	画面メッセージ	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	

標準仕様書第三版からの移行方針（例）

1. 標準仕様書第三版の内容を、可能限り標準仕様書（素案）に引き継ぎます。
 - ① （別紙2-1）機能・帳票要件においては、標準仕様書第三版との繋がりが分かるように、標準仕様書第三版の掲載箇所を要件の考え方・理由に記載しています。
 - ② 地方公共団体情報システム標準化基本方針の標準仕様書にあわせて、メッセージの内容を定義しない方針です。
ただし、標準仕様書第三版に既に定義されているメッセージについては、備考欄に参考として記述します。

（別紙2-1）機能・帳票要件の例

大項目	中項目	小項目	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2 調査票	2.1 調査票作成機能	2.1.2 出生票単体チェック機能	出生日時	2.1.9.24	「出生日時」の年号の入力値が以下の範囲であることを確認できること。 ・1 昭和 ・2 平成 ・3 令和 ※1 選択可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 ※2 出生年月日が大正以前である場合、メッセージを表示すること。	実装必須機能	標準仕様書第三版 「3-4チェック仕様」K30091 「4-1コードテーブル」D20039 「4-2画面メッセージ」M90019、M00011	「(参考)この数字は選択することができません。コード表で確認して正しい数字を入力してください。(M90019)」 「(参考)出生年月日が大正以前です。修正するか、誤りでなければ備考欄に項目番号を記載してください。(M00011)」

「出生日時」の年号の入力値について以下の範囲であることを確認できること。 ・1 昭和 ・2 平成 ・3 令和 ※1 選択可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 ※2 出生年月日が大正以前である場合、メッセージを表示すること。	実装必須機能	標準仕様書第三版 「3-4チェック仕様」K30091 「4-1コードテーブル」D20039 「4-2画面メッセージ」M90019、M00011 ①	「(参考)この数字は選択することができません。コード表で確認して正しい数字を入力してください。(M90019)」 「(参考)出生年月日が大正以前です。修正するか、誤りでなければ備考欄に項目番号を記載してください。(M00011)」 ②
--	--------	---	---

標準仕様書（案）の検討内容

1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月16日改定）に従い、標準仕様書（案）に追加・修正が必要な内容を反映する。
2. 第2回検討会及び、第2回検討会以降に指摘事項管理表等による照会において、標準仕様書（案）に追加・修正が必要な内容を反映する。
3. 第3回検討会及び、第3回検討会以降に開発ベンダーからの指摘事項管理表、並びに全国意見照会による照会において、標準仕様書（案）に追加・修正が必要な内容を反映する。

第3回検討会以降の照会の件数

全国意見照会の照会内容は、以下のとおり。

No.	意見照会の分類	標準仕様書修正	
		有	無
1	標準化（制度）	0	1
2	標準化（補助金）	0	1
3	運用（オンライン報告システム）	0	2
4	運用（調査票）	0	1
5	運用（文字）	0	2
6	運用（受理証明書）	0	1
7	機能（EUC）	0	1
8	機能（セキュリティ）	1	0
9	機能（調査票作成）	10 (9)	17
10	機能（保存・出力）	4 (3)	3
11	機能（連携）	3	0
12	標準仕様書（誤植）	2	0
	計	20 (18)	29
	14自治体 合計	49	

※ () 内の数字は、重複の質問を除いた件数

標準仕様書の修正箇所（概要） - 1

No.	意見照会の分類	内容
1	機能（セキュリティ）	アカウントのロックについて、認証の失敗回数は任意設定とする要件を追加する。
2	機能（調査票作成）	業務フローに、火葬等許可事務システムへのデータ連携を追加する。
3	機能（調査票作成）	調査票の検索項目に事件簿番号を追加する。
4	機能（調査票作成）	調査票の作成において、一時保存ができる要件を追加する。
5	機能（調査票作成）	【離婚】同居を始めたときの年月 < 別居したときの年月 を同居を始めたときの年月 ≤ 別居したときの年月 に修正する。
6	機能（調査票作成）	【死亡】手術の有無が「有」で、手術年月日が空欄の場合、確認メッセージを表示する要件を追加する。
7	機能（調査票作成）	【死産】妊娠期間（週数）が22週未満で、胎児の死亡時期に入力がある場合、確認メッセージを表示する要件を追加する。
8	機能（調査票作成）	【婚姻】夫又は妻の年齢が70歳以上で、初婚の場合、確認メッセージを表示する要件を追加する。
9	機能（調査票作成）	【出生】父に関する項目が空欄で、母の国籍が日本以外の場合、確認メッセージを表示する要件を追加する。
10	機能（調査票作成）	【出生・死産】多胎の場合に入力内容と「生年月日」「子の住所」「父の氏名」「母の氏名」の全てが同じ内容の調査票がある場合、確認メッセージを表示する要件を追加する。

標準仕様書の修正箇所（概要） - 2

No.	意見照会の分類	内容
1 1	機能（保存・出力）	【死産】受理証明書の事件本人の戸籍（国籍）について、印字編集条件の内容を「母の本籍（外国人の場合は国籍）」とする。
1 2	機能（保存・出力）	調査票データの保存期間は、自治体のポリシーに基づいて管理する内容のため、要件は削除する。
1 3	機能（保存・出力）	バックアップの保存期間は、自治体のポリシーに基づいて管理する内容のため、保存期間の記述は削除する。
1 4	機能（連携）	戸籍情報システムからの届書情報の連携に死産届を追加する。
1 5	機能（連携）	【離婚】戸籍情報システムとの連携対象の項目に「別居する前の住所」を追加する。
1 6	機能（連携）	【離婚】戸籍情報システムから連携できない項目を連携対象から削除する。（同居の期間、別居する前の世帯の主な仕事、職業の項目）
1 7	標準仕様書（誤植）	業務フローのタイトルを「区分」「大項目」「小項目」に統一する。
1 8	標準仕様書（誤植）	誤：「摘出子」「非摘出子」→ 正：「嫡出子」「非嫡出子」に修正。
—	その他 1	（別紙2-1）機能・帳票要件 マスタ管理項目について任意入力可能な項目を設定する。
—	その他 2	（別紙2-2）管理項目に受領番号を追加する。

標準仕様書の修正箇所（機能ID）

（別紙2-1）機能・帳票要件の修正により、機能IDは以下のように変わっています。

全国意見照会時点の機能ID	現在の機能ID	説明
0380001～0380051	0380001～0380051	変更なし
0380052	—	削除
0380053～0380113	0380052～0380112	機能IDを振り直し
—	0380113	追加
0380114～0380148	0380114～0380148	機能IDを振り直し
—	0380149	追加
0380149～0380166	0380150～0380167	機能IDを振り直し
—	0380168	追加
—	0380169	追加
0380167～0380185	0380170～0380188	機能IDを振り直し
—	0380189	追加
0380186～0380199	0380190～0380203	機能IDを振り直し
—	0380204	追加
0380200～0380238	0380205～0380243	機能IDを振り直し
—	0380244	追加
0380239～0380306	0380245～0380312	機能IDを振り直し

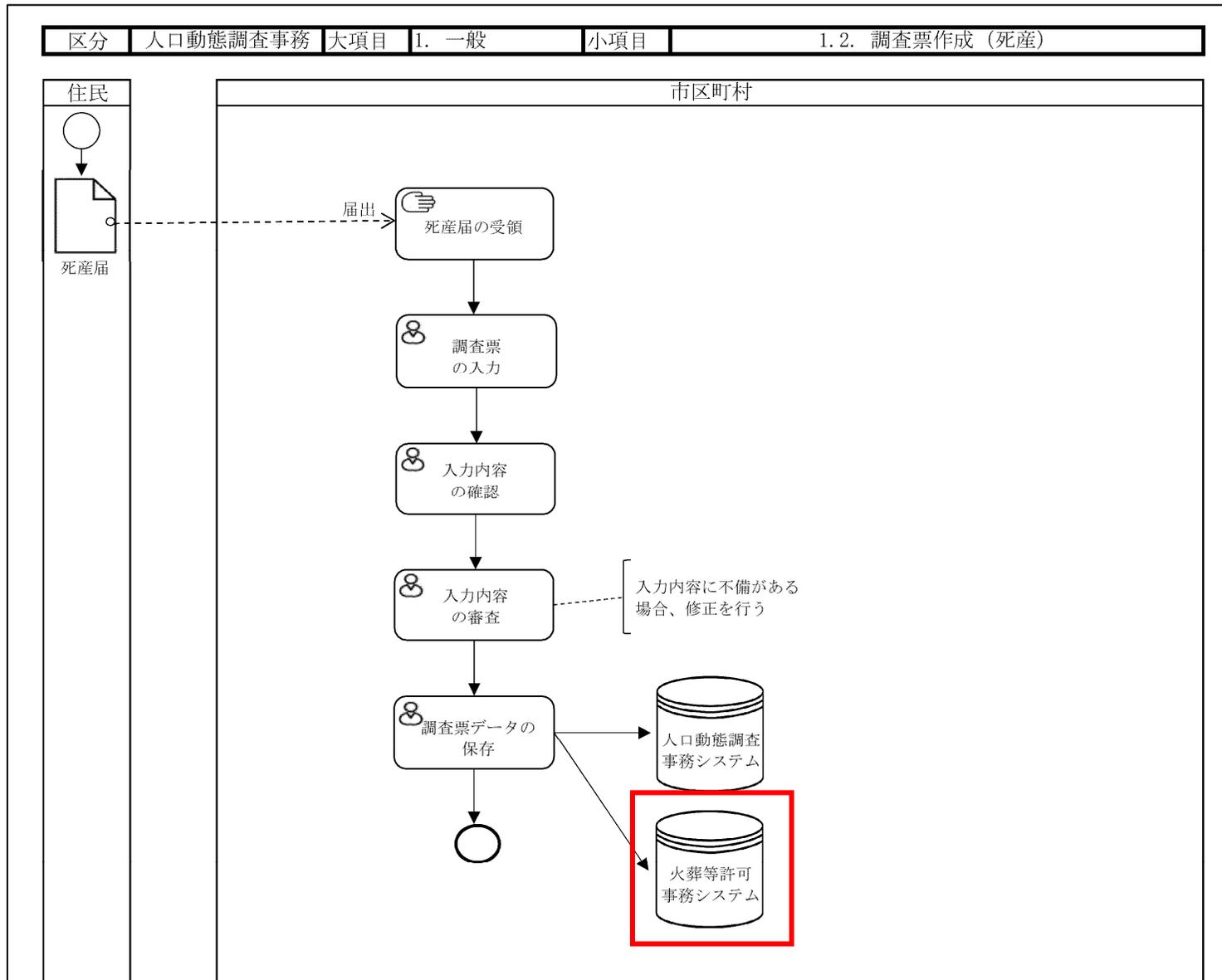
全国意見照会の照会事項と回答の報告- 1

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1	<p>標準仕様書（案）本編28ページのアカウントロックについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数回の認証失敗とありますが、回数は任意で設定できるのですか。 ・設定不可の場合、何回でロックがかかりますか。 	<p>【回答】 標準仕様書の本編では、アカウントロックの必要性のみを示している。</p> <p>（別紙2-1）機能・帳票要件にアカウントロックの回数を任意設定する機能を追記する。</p> <p>【方針】 （別紙2-1）機能・帳票要件 機能ID：0380050にアカウントロックの回数を任意設定する機能を追加する。</p>	<p>（別紙2-1）機能・帳票要件 機能ID：0380050（実装必須機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の職員が調査票の作成を行っている間は、同一の調査票情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 ・なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 ・ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 ・複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。 <p>※1 認証の失敗回数は自治体の運用に合わせて任意で設定する。</p>

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 2

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
2	<p>照会3 別紙1業務フロー（1.2 調査票作成（死産））と別紙2-1機能・帳票要件（ID:0380002）について</p> <p>死産届が提出された際の実務上の処理は、先に火葬等許可を行うため、業務フローであれば死産届の受領→調査票の入力の右側に火葬から火葬等許可事務システムを利用できるフローを検討していただきたい。</p>	<p>【回答】 （別紙1）業務フローに、火葬等許可事務システムへのデータ連携を追加する。</p> <p>【方針】 1.2 調査票作成（死産）に、火葬等許可事務システムへのデータ連携を追加する。</p>	<p>（別紙1）業務フロー 1.2 調査票作成（死産）</p>

App) 別紙1 業務フロー (1.2 調査票作成 (死産))



全国意見照会の照会事項と回答の報告- 3

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
3	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380272 (旧機能ID : 0380266) 事件種別及び事件簿番号で検索できるようにしていただきたい。 【理由】 提出した調査票について保健所から疑義照会がなされ届書を確認する際、保健所で把握しているのは事件種別・事件簿番号・受付日のため、事件種別及び受付日から対象事件簿を検索しその検索結果から受領番号を確認したうえで届書を調査する必要がある。事件種別及び事件簿番号で検索可能であれば対象届書をすぐに特定することができ、利便性向上につながると考えられる。</p>	<p>【回答】 事件種別は調査票種別として実装済みのため、事件簿番号のみを追加する。 【方針】 機能ID : 0380273に事件簿番号の調査票検索を追加する。</p>	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380272 (実装必須機能) (旧機能ID : 0380266) 調査票種別、事件簿番号、事件発生日、受付日、受領番号で、作成済み調査票を検索できること。</p>

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 4

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
4	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380029 「調査票等の作成等を途中で中断できること。 ※1 入力値は全てキャンセルとなる。」とあるが、中断した場合は入力値は一時保存できるようにお願いいたします。</p> <p>【理由】 戸籍事務システムと同じ端末を使用しているため、電話照会等で入力作業が中断され効率が悪くなるためです。</p>	<p>【回答】 調査票情報の一時保存ができる旨を追記する。</p> <p>【方針】 保存方法等については、人口動態調査事務システム開発ベンダーの任意とする。</p>	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380185 (実装必須機能) (旧機能ID : 0380182) 調査票情報を保存できること。</p> <p>※1 一時保存も可能であること。</p>
5	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380267 (旧機能ID : 0380261) 離婚票/同居を始めたときの年月と別居したときの年月の関係 「同居を始めたときの年月≦別居したときの年月」とするか、確認キー操作とすべきではないか。</p> <p>【理由】 同居期間が短く、月をまたがない場合も想定されるため。</p>	<p>【回答】 「同居を始めたときの年月≦別居したときの年月」に修正する。</p> <p>【方針】 同居を始めたときの年月と別居したときの年月が同じ場合を考慮する。</p>	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380267 (実装必須機能) (旧機能ID : 0380261) 同居を始めたときの年月≦別居したときの年月であることを確認できること。</p> <p>※1 同居を始めたときの年月≦別居したときの年月でない場合、メッセージを表示すること。</p>

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 5

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
6	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID 0380112 死亡票/手術の年月日 手術の有無「有」の時、年月日欄が空欄の時も注意メッセージを出してほしい。 【理由】 入力ミスがないことを確認欄に入力が必要なため。</p>	<p>【回答】 (別紙2-1) 機能・帳票要件にメッセージを追加する。 【方針】 機能ID : 0380113を新規追加する。手術の有無が「有」で、手術年月日が空欄の場合、確認メッセージを表示する。</p>	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380113 (実装必須機能) 手術の有無が「有」の場合、「手術の年月日」が入力されていることを確認できること。 ※1 入力可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 (参考)「手術の有無が「有」ですが、手術年月日が空欄です。入力内容を確認してください。」(新規)</p>
7	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID 0380148 死産票/胎児死亡の時期 妊娠月数が22週以前で1~3のコード入力した場合は、エラーメッセージを出してほしい。 ※1~3は下記のとおり 1 分娩前 2 分娩中 3 不詳</p>	<p>【回答】 (別紙2-1) 機能・帳票要件にメッセージを追加する。 【方針】 機能ID : 0380149を新規追加する。妊娠期間(週数)が22週未満で、胎児の死亡時期に入力がある場合、確認メッセージを表示する。</p>	<p>(別紙2-1) 機能帳票要件 機能ID : 0380149 (実装必須機能) 妊娠期間(週数)が22週未満の場合、「胎児の死亡時期」の入力がないことを確認できること。 ※1 入力可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 (参考)「妊娠週数が22週未満ですが、胎児の死亡時期が入力されています。入力内容を確認してください。」(新規)</p>

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 6

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
8	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380167 (旧機能ID : 0380166) 離婚票/夫の初婚・再婚の別、妻の初婚・再婚の別 「70歳以上」かつ「初婚」の時、注意メッセージを出してほしい。 【理由】 入力ミスがないことを確認欄に記載する必要があり、疑義照会が多いため。</p>	<p>【回答】 (別紙2-1) 機能・帳票要件にメッセージを追加する。 【方針】 機能ID : 0380168、0380169を新規追加する。 夫又は妻の年齢が70歳以上で、初婚の場合、確認メッセージを表示する。</p>	<p>(別紙2-1) 機能帳票要件 機能ID : 0380168 (実装必須機能) 夫の年齢が70歳以上の場合、初婚でないことを確認できること。 ※1 入力可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 (参考)「夫の年齢が70歳以上ですが、初婚です。入力内容を確認してください。」(新規) 機能ID : 0380169 (実装必須機能) 妻の年齢が70歳以上の場合、初婚でないことを確認できること。 ※1 入力可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 (参考)「妻の年齢が70歳以上ですが、初婚です。入力内容を確認してください。」(新規)</p>

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 7

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
9	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380188 (旧機能ID : 0380185) 出生票/非嫡出子の父親欄 「父欄が空欄」かつ「母の国籍が日本以外」の時、胎児認知届の届け出を確認する注意メッセージを出してほしい。</p>	<p>【回答】 (別紙2-1) 機能・帳票要件にメッセージを追加する。 【方針】 機能ID : 0380189を新規追加する。父に関する項目が空欄で、母の国籍が日本以外の場合、確認メッセージを表示する。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID : 0380189 (実装必須機能) 続き柄=2 (非嫡出子) かつ「母の国籍」が日本以外であることを確認できること。 ※1 非嫡出子かつ母の国籍が日本以外の場合、メッセージを表示すること。 (参考)「胎児認知届が届出されているかを確認してください。」(新規)</p>

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 8

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
10	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380241 (旧機能ID : 0380236) 死産票/多胎と他の子の事件簿番号の 関係 多胎の場合、第一子の入力後、第二 子の入力時に"「生年月日」「子の住 所」「父母の氏名」が同一のものが ある"等のメッセージを表示してほし い。 【理由】 現行システムでは、第一子の入力後、 第二子の入力時に第一子の事件簿番 号を手動で入力しているため。</p>	<p>【回答】 (別紙2-1) 機能・帳票要件にメッ セージを追加する。 【方針】 機能ID : 0380204、0380244を 新規追加する。 入力内容と「生年月日」「子の住 所」「父の氏名」「母の氏名」の 全てが同じ内容の調査票がある場 合、確認メッセージを表示する。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID : 0380204 (実装必須機能) (出生票) 多胎の場合、入力内容と「生年月日」「子の住 所」「父の氏名」「母の氏名」が同じ調査票の 有無を確認できること。 ※1 入力内容と同じ調査票がある場合、メッ セージを表示すること。 ※2 該当の出生票、死産票の事件簿番号、受領 番号を表示すること。 (参考)「「生年月日」「子の住所」「父の氏 名」「母の氏名」が同じ調査票があります (事 件簿番号 : X~X、受領番号 : X~X) 。多胎の可 能性がありますので、内容を確認してくださ い。」(新規)</p> <p>機能ID : 0380244 (実装必須機能) (死産票) 多胎の場合、入力内容と「生年月日」「子の住 所」「父の氏名」「母の氏名」が同じ調査票の 有無を確認できること。 ※1 入力内容と同じ調査票がある場合、メッ セージを表示すること。 ※2 該当の出生票、死産票の事件簿番号、受領 番号を表示すること。 (参考)「「生年月日」「子の住所」「父の氏 名」「母の氏名」が同じ調査票があります (事 件簿番号 : X~X、受領番号 : X~X) 。多胎の可 能性がありますので、内容を確認してくださ い。」(新規)</p>

App) 別紙4 帳票レイアウト (出生票、死産票)

出生票

数字記入例 0123456789		人口動態調査出生票 1		(和暦) 年 月 日 市区町村受付	統計法に基づく 基幹統計調査
市区町村符号及び保健所符号		事件簿番号		(和暦) 年 月 日 保健所受付	原会
(1) 子の氏名 父母との姓を併記 男 女 別	氏名	1歳以下の場合は「1」男 2歳以上は「2」男 2歳以上は「3」女	生まれたとき	和暦 年 月 日 午前午後 時	
(4) 出生地 日本 外国	都道府県	市、郡、特別区	町、村、指定都市の区又は総合区	指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、棟号	
(5) 父母の氏名 生年月日	父	母	(6) 父母の 国籍		
(7) 妊娠を始めたとき	和暦 年 月 日	(8) 子が生まれたとき の母親の主な仕事	(9) 出産されたとき の父親の職業		
(11) 体重及び身長	kg	cm	(12) 単胎・多胎の別	() 中胎 () 子	
(13) 妊娠週数	満 週 日	双子以上の場合は他の子の 事件簿番号		備考	
(14) この母の出産 した子の数	出生子	妊娠週22週未満 の死産	出生票第 号	確認	欄
(15) 出生に立ち 会った者	1 医師 2 助産師 3 その他	死産票第 号	号	確認	欄

死産票

数字記入例 0123456789		人口動態調査死産票 3		(和暦) 年 月 日 市区町村受付	統計法に基づく 基幹統計調査
市区町村符号及び保健所符号		事件簿番号		(和暦) 年 月 日 保健所受付	原会
(1) 父母の国籍	父	母	(2) 父母の氏名 及び年齢		
(3) 死産児の男女別及び胎子が否かの別	1 男 2 女 3 不明	(4) 死産があったとき	和暦 年 月 日 午前午後 時		
(5) 出生地	日本 外国	都道府県	市、郡、特別区	指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、棟号	
(6) 父母の氏名 生年月日	父	母	(7) 父母の 国籍		
(8) 妊娠週数	満 週 日	(9) 死産児の体重 及び身長	(10) 死産死亡の時期		
(11) 死産児の性別	1 男 2 女 3 不明	(12) 単胎・多胎の別	(13) 死産の原因		
(13) 妊娠週数		双子以上の場合は他の子の 事件簿番号		備考	
(14) この母の出産 した子の数		出生票第 号		確認	欄
(15) 出生に立ち 会った者		死産票第 号		号	確認

(13) 妊娠週数	満 週 日	双子以上の場合は他の子の 事件簿番号	
(14) この母の出産 した子の数	出生子	出生票第 号	確認
(15) 出生に立ち 会った者	1 医師 2 助産師 3 その他	死産票第 号	号

(16) 胎児手術 の有無	1 無 2 有	胎位及び胎頭屈伸	(17) 死胎解剖 の有無
双子以上の場合は他の子の 事件簿番号		出生票第 号	確認
死産票第 号		号	欄

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 9

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1 1	<p>(別紙3) 帳票詳細「5.1受理証明書(死産)」の連番5「事件本人の戸籍(国籍)」の印字編集条件に「事件本人の本籍(外国人の場合は国籍)を印字」とあります。</p> <p>死産の場合、事件本人は胎児となりますので、戸籍は存在しません。また、外国人母の胎児の場合、国籍の付与については当該国の法によりますので、届出時点で胎児の国籍を認定することはできません。おそらくは、国籍の付与はされないのではないかと考えます。したがって、事件本人の本籍(国籍)については、「母の本籍(国籍)」、あるいは「父母の(国籍)」となると考えます。</p>	<p>【回答】 「事件本人の戸籍(国籍)」の印字編集条件の内容を「母の本籍(外国人の場合は国籍)」とする。</p> <p>【方針】 婚姻中であれば、父母の本籍は同じ、未婚ならば母の本籍になるので、「母の本籍(外国人の場合は国籍)」とする。</p>	<p>(別紙3) 帳票詳細要件 5.1.受理証明書(死産)</p>

App) 別紙3 帳票詳細要件 (受理証明書)

帳票詳細要件 (5. 受理証明書)

業務	5. 受理証明書	帳票名称			5. 1. 受理証明書(死産)
連番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	タイトル	●			"受理証明書"
2	届出年月日	●			和暦表記 (年月日)
3	届出人の戸籍(国籍)	●			届出人の本籍 (外国人の場合は国籍) を印字。
4	届出人の氏名	●			氏+全角スペース+名
5	事件本人の戸籍(国籍)	●			母の本籍 (外国人の場合は国籍) を印字。
6	事件本人の氏名	●			氏+全角スペース+名+"の胎児" (母の胎児)
7	届出事項の要旨	●			届出事項に関する重要点を印字。
8	届出受理年月日	●			和暦表記 (年月日)
9	固定文言1	●			"上記届出は、"+届出受理年月日+"受理したことを証明する。"
10	証明書発行年月日	●			和暦表記 (年月日)
11	市区町村名	●			市区町村名+"長"
12	市区町村長名	●			氏+全角スペース+名
13	公印	●			公印イメージ

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 1 0

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1 2	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 旧機能ID : 0380052 データ保存期間 都からの疑義照会等あるので、少なくとも1年は保管してほしい。 (今まで通り戸籍システムにデータが残せるのであれば問題ありません。)</p>	<p>【回答】 保存期間については、自治体の運用で異なることから、機能ID : 0380052は削除する。 【方針】 データの保存については規定しないこととする。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 旧機能ID : 0380052 (実装必須機能) →削除 システムで取り扱うレコードの保存期間を1か月とすること。 ※1-14日提出分の調査票の処理が終り次第、データファイルを初期化。</p>
1 3	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380052 (旧機能ID : 0380053) バックアップ 都からの疑義照会等あるので、少なくとも1年はバックアップしてほしい。(今まで通り戸籍システムにデータが残せるのであれば問題ありません。)</p>	<p>【回答】 機能ID : 0380053から、バックアップの保存期間の記述は削除する。 【方針】 バックアップの保存期間については規定しないこととする。</p>	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID : 0380052 (実装必須機能) (旧機能ID : 0380053) システムで取り扱うレコードについてバックアップを取得すること。 ※1-人口動態調査レコードバックアップ保存期間は機能ID : 0380052にてデータファイルを初期化した時点から1か月とすること。</p>

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 1 1

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1 4	<p>(別紙2-2) 管理項目 1.3.1死産票について、戸籍情報システムからの連携が無い設定となっている。しかし、死産届をする者は、本籍人または住所人であることが多いため、戸籍システムの戸籍届書入力と同様、戸籍検索または住所検索から当事者を検索し、そのデータを利用して死産票及び死胎火葬許可証を作成できるとよい(死産票の作成と死胎火葬許可証の作成は、一連の業務として戸籍システムに実装された機能となっている)。戸籍や住民票のデータをもとに死産票及び死胎火葬許可証を作成できるようになれば、記載内容の正確性が高まり、業務の効率化も図れると考えられる。</p>	<p>【回答】 死産届についても戸籍情報システムから届書情報の連携を受ける旨を人口動態調査事務システム標準仕様書に記述する。</p> <p>【方針】 戸籍情報システムから届書情報の連携について、死産届を追記する。(出生、死亡、婚姻、離婚の指定を削除する)</p>	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID：0380001 (実装必須機能) 調査票 (出生、死亡、婚姻、離婚票) 作成時、届書の処分決定または決裁時に戸籍情報システムから届書情報を受信できること。</p> <p>※1 共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込みは問わず、人口動態調査事務システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時。 ※4 戸籍情報システムから引き渡されるレコードのフォーマットが変更になる場合は必要な措置を講じること。 ※5 国籍の名称と国籍コードのマスタを突合し、国籍のコードを設定すること。</p> <p>(別紙2-2) 管理項目 1.3.1死産票 (調査マスタ)</p>

App) 別紙2-2 管理項目 (1.3.1.死産票 (調査マスタ))

大項目	1. 人口動態調査事務
-----	-------------

1. 3. 1. 死産票 (調査マスタ)

管理項目	戸籍情報システムからの連携有無
レコードキー (事象コード)	●
レコードキー (事件簿番号)	
レコードキー (レコードナンバー)	
受領番号	●
婚姻直前の父の本籍	●
婚姻直前の母の本籍	●
父の国籍のコード	
父の国籍の名称	●
母の国籍のコード	
母の国籍の名称	●
父の氏名	●
父の氏名 (電子媒体出力用氏名)	
父の氏名の振り仮名	●
父の生年月日	●
父の年齢	
母の氏名	●
母の氏名 (電子媒体出力用氏名)	
母の氏名の振り仮名	●
母の生年月日	●
母の年齢	

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 1 2

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1 5	(別紙2-2) 管理項目 1.5.1離婚票について、「別居する前の住所」の各項目について、現在のシステムでは届書の情報から連携している。連携の機能は維持してほしい。	【回答】 「別居する前の住所」を連携項目とする。 【方針】 「別居する前の住所」は戸籍情報システムから連携される届書情報に含まれるため、連携項目とする。	(別紙2-2) 管理項目 1.5.1.離婚票

App) 別紙2-2 管理項目 (1.5.1離婚票 (調査マスタ))

大項目	1. 人口動態調査事務
-----	-------------

1.5.1. 離婚票 (調査マスタ)

管理項目	戸籍情報システムからの連携有無
レコードキー (事象コード)	●
レコードキー (事件簿番号)	
レコードキー (レコードナンバー)	
受領番号	●
夫の氏名	●
夫の氏名 (電子媒体出力用氏名)	
夫の氏名の振り仮名	●
夫の生年月日	●
妻の氏名	●
妻の氏名 (電子媒体出力用氏名)	
妻の氏名の振り仮名	●
妻の生年月日	●
夫の国籍のコード	
夫の国籍の名称	●
妻の国籍のコード	
妻の国籍の名称	●
離婚の種別	●
調停・審判・和解・請求の認諾または判決の年月日	●
夫が親権を行う未成年の子の数	●
妻が親権を行う未成年の子の数	●
同居を始めたとき	
別居したとき	
別居する前の住所 (住所区分)	●
別居する前の住所 (都道府県名)	●
別居する前の住所 (市、郡、東京都の区)	●
別居する前の住所 (町、村、指定都市の区)	●
別居する前の世帯の主な仕事	
別居前の夫の職業	
別居前の妻の職業	
確認フラグ (項目No.)	
確認フラグ (コメント)	
備考欄	

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 1 3

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1 6	<p>(別紙2-2) 管理項目 1.5.1. 離婚票 (調査マスタ) 同居の期間・別居する前の世帯の 主な仕事・職業の項目については 戸籍情報システムにおいて使用し ないことから連携は行わないので はないか。</p>	<p>【回答】 戸籍情報システムから連携しない 項目のため、同居の期間、別居す る前の世帯の主な仕事、職業の項 目を連携対象から削除する。 【方針】 「同居を始めたとき」、「別居し たとき」、「別居する前の世帯の 主な仕事」、「別居前の夫の職 業」、「別居前の妻の職業」を連 携していない項目とする。</p>	<p>(別紙2-2) 管理項目 1.5.1離婚票 (調査マスタ)</p>

App) 別紙2-2 管理項目 (1.5.1.離婚票 (調査マスタ))

大項目	1. 人口動態調査事務
-----	-------------

1.5.1. 離婚票 (調査マスタ)

管理項目	戸籍情報システムからの連携有無
レコードキー (事象コード)	●
レコードキー (事件簿番号)	
レコードキー (レコードナンバー)	
受領番号	●
夫の氏名	●
夫の氏名 (電子媒体出力用氏名)	
夫の氏名の振り仮名	●
夫の生年月日	●
妻の氏名	●
妻の氏名 (電子媒体出力用氏名)	
妻の氏名の振り仮名	●
妻の生年月日	●
夫の国籍のコード	
夫の国籍の名称	●
妻の国籍のコード	
妻の国籍の名称	●
離婚の種別	●
調停・審判・和解・請求の認諾または判決の年月日	●
夫が親権を行う未成年の子の数	●
妻が親権を行う未成年の子の数	●
同居を始めたとき	
別居したとき	
別居する前の住所 (住所区分)	●
別居する前の住所 (都道府県名)	●
別居する前の住所 (市、郡、東京都の区)	●
別居する前の住所 (町、村、指定都市の区)	●
別居する前の世帯の主な仕事	
別居前の夫の職業	
別居前の妻の職業	
確認フラグ (項目No.)	
確認フラグ (コメント)	
備考欄	

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 1 4

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
17	<p>(別紙1) 業務フローのタイトルの表記について 業務フロー一覧のタイトルは「区分」「大分類」「小分類」の表記だが、それ以外のページのタイトルは「区分」「大項目」「小項目」となっているため、統一すべきと考えます。</p>	<p>【回答】 業務フロー一覧のタイトルを修正する。 【方針】 「区分」「大項目」「小項目」に修正する。</p>	<p>(別紙1) 業務フロー 業務フロー一覧</p>

App) 別紙1 業務フロー（業務フロー一覧）

業務フロー一覧			
区分	大項目	小項目	頁番号
人口動態調査事務	1. 一般	1. 1. 調査票作成(出生、死亡、婚姻、離婚)	3
		1. 2. 調査票作成(死産)	4
		1. 3. 調査票出力	5
		1. 4. 送付票出力	6
		1. 5. 事件簿出力	7
		1. 6. 受理証明書の交付(死産)	8

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 1 5

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1 8	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 24/40～25/40、30/40ページ 「嫡出子」「非嫡出子」と記載すべきところ「嫡出子」「非嫡出子」と記載されている。</p>	<p>【回答】 「嫡出子」「非嫡出子」を「嫡出子」「非嫡出子」に修正する。 【方針】 機能ID：0380188～0380195、0380227～0380230について、「嫡出子」「非嫡出子」に修正する。</p>	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID：0380187 (実装必須機能) (旧機能ID：0380184) 出生日時が2022年3月31日以前かつ、続き柄=1 (嫡出子) のとき、父の生年月日から計算した「子が生まれたときの父の年齢」が18歳以上、母の生年月日から計算した「子が生まれたときの母の年齢」が16歳以上であることを確認できること。</p> <p>※1 嫡出子の父の年齢が18歳未満、母の年齢が16歳未満の場合、メッセージを表示すること。</p> <p>機能ID：0380188 (実装必須機能) (旧機能ID：0380185) 続き柄=2 (非嫡出子) のとき、父の氏名、父の生年月日及び父の本籍、父の国籍はスペースであることを確認できること。</p> <p>※1 父に関する項目に値が入力されている場合、メッセージを表示すること。</p>

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 1 6

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1 8	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 24/40～25/40、30/40ページ 「嫡出子」「非嫡出子」と記載すべきところ「嫡出子」「非嫡出子」と記載されている。</p>	<p>【回答】 「嫡出子」「非嫡出子」を「嫡出子」「非嫡出子」に修正する。 【方針】 機能ID：0380188～0380195、0380227～0380230について、「嫡出子」「非嫡出子」に修正する。</p>	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID：0380190 (実装必須機能) (旧機能ID：0380186) 続き柄=2 (非嫡出子)、母の生年月日から計算した「子が生まれたときの母の年齢」が15歳以上であることを確認できること。</p> <p>※1 母の年齢が15歳未満の場合、メッセージを表示すること。</p> <p>機能ID：0380191 (実装必須機能) (旧機能ID：0380187) 続き柄=2 (非嫡出子) のとき、同居を始めたときがスペースであることを確認できること。</p> <p>※1 同居を始めたときがスペースでない場合、メッセージを表示すること。</p> <p>機能ID：0380192 (実装必須機能) (旧機能ID：0380188) 続き柄=1 (嫡出子) のとき、同居を始めたときがスペースでないことを確認できること。</p> <p>※1 同居を始めたときがスペースである場合、メッセージを表示すること。</p>

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 17

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
18	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 24/40～25/40、30/40ページ 「嫡出子」「非嫡出子」と記載すべきところ「嫡出子」「非嫡出子」と記載されている。</p>	<p>【回答】 「嫡出子」「非嫡出子」を「嫡出子」「非嫡出子」に修正する。 【方針】 機能ID：0380188～0380195、0380227～0380230について、「嫡出子」「非嫡出子」に修正する。</p>	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID：0380193 (実装必須機能) (旧機能ID：0380189) 続き柄=1 (嫡出子) のとき、父の生年月日から計算した、同居を始めたときの父の年齢が15歳以上、母の生年月日から計算した、同居を始めたときの母の年齢が15歳以上であることを確認できること。</p> <p>※1 父母の年齢が15歳未満の場合、メッセージを表示すること。</p> <p>機能ID：0380194 (実装必須機能) (旧機能ID：0380190) 出生日時が2022年4月1日以降かつ、続き柄=1 (嫡出子) のとき、父の生年月日から計算した、「子が生まれたときの父の年齢」が18歳以上、または、母の生年月日が2006年4月2日以降のとき、母の生年月日から計算した「子が生まれたときの母の年齢」が18歳以上であることを確認できること。</p> <p>※1 父母の年齢が18歳未満の場合、メッセージを表示すること。</p>

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 1 8

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1 8	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 24/40～25/40、30/40ページ 「嫡出子」「非嫡出子」と記載すべきところ「嫡出子」「非嫡出子」と記載されている。</p>	<p>【回答】 「嫡出子」「非嫡出子」を「嫡出子」「非嫡出子」に修正する。 【方針】 機能ID：0380188～0380195、0380227～0380230について、「嫡出子」「非嫡出子」に修正する。</p>	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID：0380227 (実装必須機能) (旧機能ID：0380222) 死産があったときが2022年3月31日以前かつ、続き柄=1 (嫡出子) のとき、父の年齢は18歳以上、母の年齢は16歳以上であることを確認できること。</p> <p>※1 父の年齢が18歳未満、母の年齢が16歳未満の場合、メッセージを表示すること。</p> <p>機能ID：0380228 (実装必須機能) (旧機能ID：0380223) 続き柄=2 (非嫡出子) のとき、父の本籍、父の国籍及び父の氏名～年齢はスペースであることを確認できること。</p> <p>※1 父の本籍、父の国籍及び父の氏名～年齢がスペースでない場合、メッセージを表示すること。</p> <p>機能ID：0380229 (実装必須機能) (旧機能ID：0380224) 続き柄=2 (非嫡出子) のとき、母の年齢が15歳以上であることを確認できること。</p> <p>※1 母の年齢が15歳未満の場合、メッセージを表示すること。</p>

全国意見照会の照会事項と回答の報告- 19

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
18	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 24/40～25/40、30/40ページ 「嫡出子」「非嫡出子」と記載すべきところ「嫡出子」「非嫡出子」と記載されている。</p>	<p>【回答】 「嫡出子」「非嫡出子」を「嫡出子」「非嫡出子」に修正する。 【方針】 機能ID：0380188～0380195、0380227～0380230について、「嫡出子」「非嫡出子」に修正する。</p>	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID：0380230 (実装必須機能) (旧機能ID：0380225) 死産があったときが2022年4月1日以降かつ、続き柄=1 (嫡出子) のとき、父の年齢は18歳以上、母の年齢が18歳以上であることを確認できること。 ※1 父母の年齢が18歳未満の場合、メッセージを表示すること。</p>

その他、標準仕様書の修正- 1

No.	方針	標準仕様書案
1	マスタ管理項目の任意入力の可否について、記述がない為、「マスタ管理項目についても任意入力が可能である」旨の内容を、標準仕様書に記述する。	<p>(別紙2-1) 機能・帳票要件 機能ID：0380055 (実装必須機能) 人口動態調査出生票に、「子の氏名」「生まれたとき」「子の住所」等を入力できること。 ※1 下記のマスタ管理項目も任意入力可 (病院情報(病院名)、病院情報(医師名))</p> <p>機能ID：0380056 (実装必須機能) 人口動態調査死亡票に、「氏名」「死亡したとき」「死亡した人の住所」等を入力できること。 ※1 下記のマスタ管理項目も任意入力可 (病名、病院情報(病院名)、病院情報(医師名))</p> <p>機能ID：0380057 (実装必須機能) 人口動態調査死産票に、「父母の氏名」「死産があったとき」「死産があったときの母の住所」等を入力できること。 ※1 下記のマスタ管理項目も任意入力可 (病名、病院情報(病院名)、病院情報(医師名))</p>

その他、標準仕様書の修正- 2

No.	方針	標準仕様書案
2	調査票の検索に受領番号を使用すること、また戸籍届書との関連性を把握するために、 (別紙2-2) 管理項目に受領番号を追加する。	(別紙2-2) 管理項目 出生票 (調査マスタ) 死亡票 (調査マスタ) 死産票 (調査マスタ) 婚姻票 (調査マスタ) 離婚票 (調査マスタ)

App) 別紙2-2 管理項目 (1.1.1.出生票 (調査マスタ))

大項目	1. 人口動態調査事務
-----	-------------

1.1.1. 出生票 (調査マスタ)

管理項目	戸籍情報システムからの連携有無
レコードキー (事象コード)	●
レコードキー (事件簿番号)	
レコードキー (レコードナンバー)	
受領番号	●
子の氏名	●
子の氏名 (電子媒体出力用氏名)	
子の氏名の振り仮名	●
父母との続き柄	●
性別	●
生まれたとき (年月日)	●
生まれたとき (午前午後の別)	●
生まれたとき (時)	●
生まれたところ	●
子の住所	●
都道府県名	●
市、郡、東京都の区	●
町、村、指定都市の区	●
字、丁目、番地、番号等	●
市区町村コード	●
父の氏名	●
父の氏名 (電子媒体出力用氏名)	